

BDTI ガバナンス・インサイト・ラウンドテーブル

企業の不正リスクへの対応と 取締役期待される役割

2024年4月18日

証券取引等監視委員会事務局

総務課長 眞下 利春

1. 証券監視委について

2. 企業の不正にどう対処すべきか

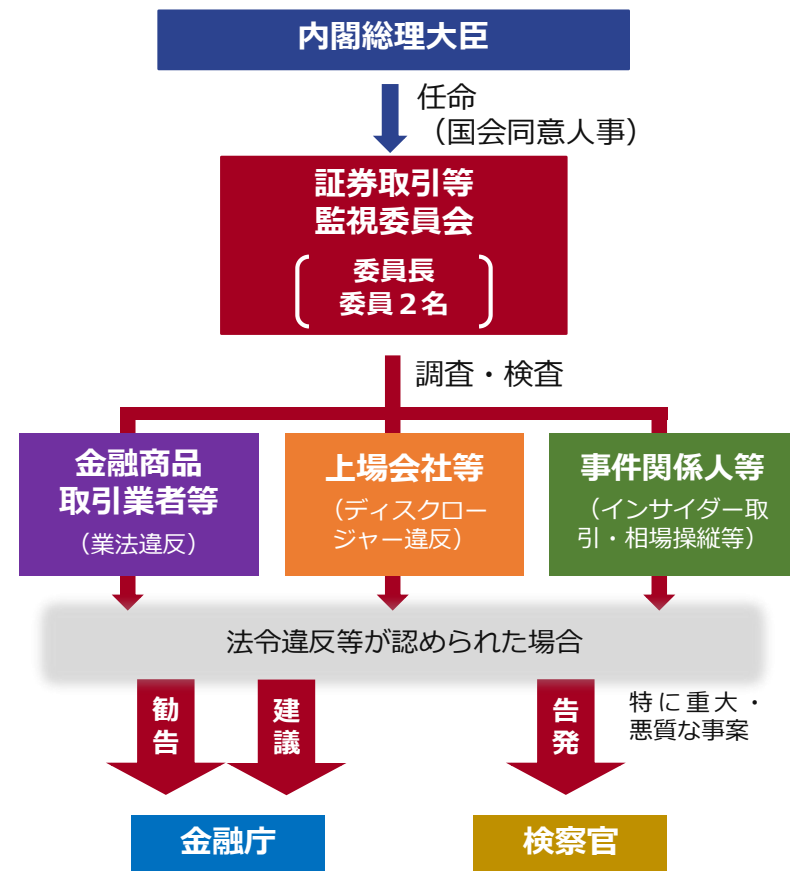
～開示規制を巡る事案～

3. 社員の不正にどう対処すべきか

～インサイダー取引規制を巡る事案～

証券取引等監視委員会の組織・目的

- ◆ 証券監視委は、委員長及び委員 2 名で構成される合議制の機関として金融庁に設置（1992年発足）
- ◆ 委員長及び委員は、内閣総理大臣により任命され、独立してその職権を行使（任期 3 年）
- ◆ 市場の公正性・透明性確保、投資者保護等を目的に活動
 - 金融商品取引業者等の法令違反行為等に対する証券検査
 - インサイダー取引（内部者取引）・相場操縦等の不正取引に対する調査
 - 上場会社等のディスクロージャー違反に対する開示検査
 - 上記の調査・検査結果を踏まえた行政処分・課徴金納付命令の勧告や建議、告発を実施 等



証券取引等監視委員会の機構



市場分析審査

情報の入口：様々な情報の収集・分析を行うとともに、不公正取引の端緒を発見



市場モニタリング：市場に関する幅広い情報の入手、分析

- ・ 一般投資家等からの情報受付（年間6～7千件）
- ・ インターネット上のサイト、マスコミ、雑誌等の記事をチェック
- ・ 発行市場、流通市場と個別企業の動向を把握
- ・ 新たな金融商品や取引形態、国内外の市場構造変化に関する分析
- ・ 自主規制機関[※]の上場管理部門との連携（緊密な情報交換）

情報共有



取引審査：証券取引における不公正取引の端緒の早期発見



- ・ インサイダー取引や相場操縦、偽計（架空増資等）などについて、証券会社や取引所から注文データ等入手し審査（年間約1,000件）
- ・ 不公正取引の疑いのある事案について、調査・検査部門に送付
- ・ 自主規制機関[※]の売買審査部門との連携（緊密な情報交換）

事案送付

調査・検査に活用

※ 自主規制機関とは、金融商品取引業協会並びに金融商品取引所及び自主規制法人を指す

情報の受付状況、取引審査実施件数

情報の受付状況

単位：件数

区分 \ 年度	2019	2020	2021	2022	2023 (※1)
受付件数	5,798	6,300	6,324	6,713	5,771
受付件数別					
インターネット	4,114	4,529	4,630	5,127	4,400
電話	1,295	1,328	1,279	1,087	1,008
文書	275	385	386	392	347
来訪	10	11	12	11	5
財務局等から回付	104	47	17	96	11
内容別					
個別銘柄	4,095	4,703	4,927	5,061	4,347
発行体	233	270	261	250	224
金融商品取引業者の 営業姿勢等	497	408	358	563	435
その他（意見・要望）	973	919	778	839	765

取引審査実施件数 (※2)

単位：件数

区分 \ 年度	2019	2020	2021	2022	2023
合計	1,061	965	969	1,065	868
価格形成	78	60	43	29	21
インサイダー取引	976	900	922	1,024	839
その他（偽計等）	7	5	4	12	8
（参考）実施主体別					
証券監視委	453	429	377	448	342
財務局等	608	536	592	617	526

(※1) 2023年度については、2023年4月1日～2023年12月31日までの件数

(※2) 証券会社や金融商品取引所等から入手した注文データ等を分析し、不公正取引の疑いのある取引等かどうかを審査した件数

開示検査

上場会社等の開示書類の検査を通じた、適正なディスクロージャーの確保

各種情報の収集・分析

- ・ 情報提供窓口等、さまざまなチャネルを通じた情報の収集・分析
- ・ フォワード・ルッキングな視点等、さまざまな視点による上場会社等の継続的監視



上場会社等に対する検査

- ・ 開示書類(有価証券届出書・有価証券報告書・大量保有報告書等)の虚偽記載等の開示規制違反が疑われる上場会社等に対する検査の実施



検査の結果、開示規制違反が認められた場合

課徴金納付命令勧告等

- ・ 開示書類における重要な事項についての虚偽記載等の開示規制違反が認められた場合には、当該上場会社等に対する課徴金納付命令を求める「勧告」を実施
- ・ 勧告を実施しない場合でも、必要に応じ、開示書類の自発的な訂正等を慫慂



再発防止・未然防止

- ・ 開示規制違反の背景・原因等を究明した上で、当該上場会社等の経営陣と議論
- ・ 問題意識の共有を通じて、適正なディスクロージャーに向けた体制の構築・整備を慫慂
- ・ 勧告事案の内容、背景等を取りまとめた「開示検査事例集」を公表

取引調査

インサイダー取引や相場操縦等の不公正取引を行った者に対し、タイムリーな調査を実施

立入検査や質問調査の実施

- インサイダー取引、相場操縦、偽計等の不公正取引の有無について、取引を行った者や上場会社等に対し、立入検査や質問調査を実施



調査の結果、違反行為が認められた場合

課徴金納付命令勧告

- 内閣総理大臣及び金融庁長官に対して、課徴金納付命令の発出を求める「勧告」を実施
- 上場会社のインサイダー情報を知り得る立場にある者は、他人に対して利益を得させる等の目的をもって情報伝達・取引推奨をした場合についても、課徴金納付命令の対象



再発防止・未然防止

- 不公正取引の背景・原因等を究明した上で、自主規制機関と情報共有
- 勧告事案の特徴等を取りまとめた「課徴金事例集」の公表を通じて、上場会社等のインサイダー取引管理態勢や証券会社の売買審査業務等の充実に寄与

犯則調査

重大・悪質な違反行為の真相を解明し、告発により刑事訴追を求める



金融商品取引法等に基づき調査



犯則嫌疑者

重大・悪質な違反行為の調査

インサイダー取引、相場操縦、有価証券報告書虚偽記載等の違反行為のうち、重大・悪質なものを調査

任意調査

- ・ 犯則嫌疑者や関係者等に対しての質問、所持する物件の検査等を実施

強制調査

- ・ 裁判官が発する許可状により、犯則嫌疑者や関係者の会社や個人宅に立ち入り、関係資料等を差押え

※ 調査には、公認会計士、IT専門家(電子データの確保・分析)等が参加

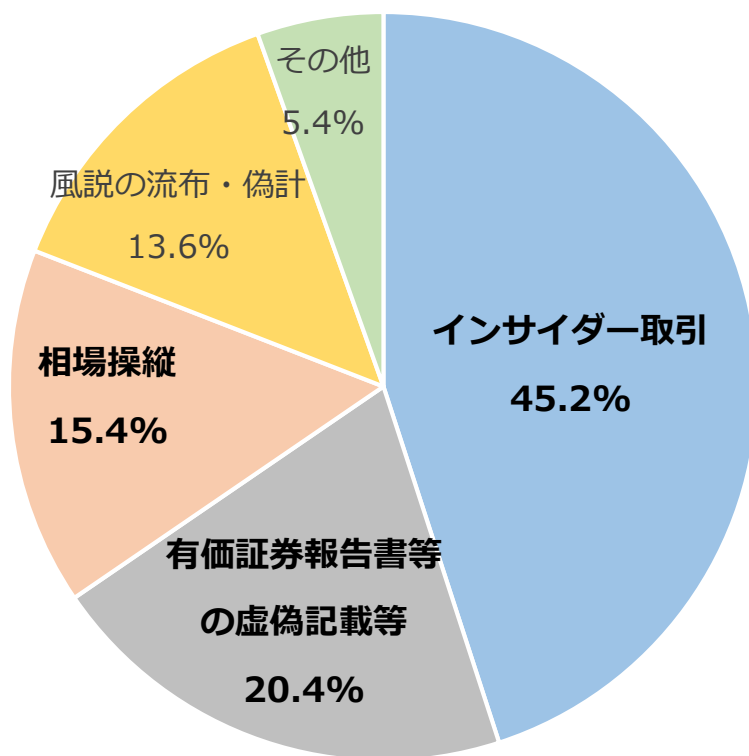
告発

- ・ 調査の結果に基づき、犯則嫌疑者を検察官に告発

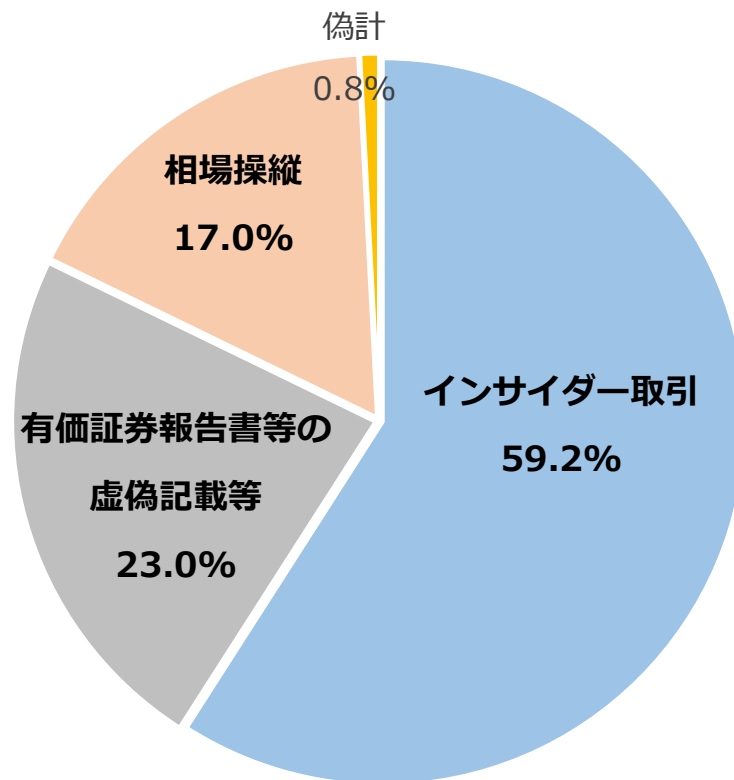
課徴金勧告・告発の内訳

- 過去の課徴金勧告・告発は、インサイダー取引、有価証券報告書等の虚偽記載等、相場操縦が上位を占める。

(図表 1) 告発の内訳 (2023年 3 月末現在)



(図表 2) 課徴金勧告の内訳 (2023年 3 月末現在)



(注) 図表 1、2 は、監視委発足時からの累計

1. 証券監視委について
- 2. 企業の不正にどう対処すべきか**
～開示規制を巡る事案～
3. 社員の不正にどう対処すべきか
～インサイダー取引規制を巡る事案～

開示規制違反 ～開示書類別～

- これまでの開示規制違反に係る課徴金納付命令勧告のうち、有価証券報告書、四半期報告書等の**継続開示書類の虚偽記載**に対する勧告が大部分を占める。

開示規制違反に係る課徴金納付命令勧告の内訳

(単位：件)

年度	2006 ～ 2017	2018	2019	2020	2021	2022	計
虚偽記載の勧告件数	96	10	6	10	5	7	134
発行開示書類等	6	1	0	0	0	0	7
うち個人	5	0	0	0	0	0	5
継続開示書類	45	6	3	6	4	4	68
両方の書類	44	3	3	4	1	3	58
大量保有・変更報告書	1	0	0	0	0	0	1
うち個人	1	0	0	0	0	0	1
不提出の勧告件数	4	0	0	0	0	0	4
発行開示書類	3	0	0	0	0	0	3
継続開示書類	1	0	0	0	0	0	1
公開買付に係る勧告件数	1	0	0	0	0	0	1

(注)

- ・ 発行開示書類… 多数の投資者に有価証券（株式、社債等）を発行しようとする場合等に、その有価証券の情報と発行会社の情報を開示させるもの。有価証券届出書等が該当。
- ・ 継続開示書類… 上場有価証券等、既に市場において流通している有価証券の発行会社の情報を開示させるもの。有価証券報告書、四半期・半期報告書等が該当。

開示規制違反 ～上場市場別～

- これまで課徴金納付命令勧告を行った違反行為者（発行者である会社）を市場別に分類すると、取引所や市場区分にかかわらず、広く違反行為者が認められている。

（表 1）2021年度以前（東証・名証における市場区分の見直し前）（単位：社）

年度	2006 ～ 2016	2017	2018	2019	2020	2021	計
東証計	89	2	10	6	10	5	122
東証 1 部（本則）	30	0	5	2	4	2	43
（うち旧大証 1 部）	7	0	0	0	0	0	7
東証 2 部（本則）	11	0	3	0	2	1	17
（うち旧大証 2 部）	4	0	0	0	0	0	4
マザーズ（新興）	18	0	0	0	0	1	19
ジャスダック（新興）	30	2	2	4	4	1	43
名証計	9	0	0	0	0	0	9
名証 1 部（本則）	6	0	0	0	0	0	6
セントレックス（新興）	3	0	0	0	0	0	3
札証計	5	0	0	0	0	0	5
札証（本則）	3	0	0	0	0	0	3
アンビシャス（新興）	2	0	0	0	0	0	2
福証（本則）	2	0	0	0	0	0	2
本則市場計	52	0	8	2	6	3	71
新興市場計	53	2	2	4	4	2	67
年度別計	105	2	10	6	10	5	138

（表 2）2022年度（東証・名証における市場区分の見直し後）（単位：社）

年度	2022	計
東証計	6	6 (128)
プライム	4	4
スタンダード	2	2
グロース	0	0
名証計	0	0 (9)
プレミア	0	0
メイン	0	0
ネクスト	0	0
札証計	1	1 (6)
札証（本則）	1	1 (4)
アンビシャス（新興）	0	0 (2)
福証（本則）	0	0 (2)
年度別計	7	7 (145)

（注）

- ・（表 1）について、2013年 7 月 16 日、東証と大証の現物市場が統合されたことから、2013年 7 月 15 日以前に勧告を行った違反行為者について、東証 1 部と大証 1 部に上場していた場合には「東証 1 部」の欄に 2 件、「うち旧大証 1 部」の欄に 1 件と表示している（東証 2 部と大証 2 部に上場していた場合も同様）。
- ・（表 2）について、2022年 4 月、東証及び名証において、以下のとおり市場区分の見直しが行われたことから、当該見直しを踏まえ、違反行為者の市場別分類を新たに集計している。
【見直し後の市場区分】・東証：プライム市場、スタンダード市場、グロース市場 ・名証：プレミア市場、メイン市場、ネクスト市場
- ・（表 2）の括弧書きの数値は、2006年度から2022年度までの合計値。
- ・複数の市場に上場している違反行為者があるため、本表における合計数と実際の勧告件数は一致しない場合がある。

開示規制違反 ～業種別～

- 違反行為者の業種別の内訳では、**情報・通信業（27件）**、**サービス業（24件）**、**卸売業（19件）**において、**勧告件数が多くなっている（2006年度～2022年度）**。
- 特に、情報・通信業では、上場会社の業種別構成割合（約15%）に比べて、違反行為者の業種別割合（約21%）が高くなっており、ソフトウェア等の無形固定資産が、不適正な会計処理に利用される事例がみられる。**無形固定資産は、一般的に、資産の状況を目で見て確認することが出来ないことや資産計上額に将来予測の要素が多く含まれること、劣化が早く一度に多額の損失が発生しやすいことといった特徴があり、不適正な会計処理に利用されやすい勘定科目となっている。**

違反行為者（発行者である会社）の業種別分類

（単位：社）

年度	2006 ～ 2017	2018	2019	2020	2021	2022	計
情報・通信業	21	1	1	1	1	2	27
サービス業	17	0	1	2	2	2	24
卸売業	13	4	0	2	0	0	19
建設業	8	1	0	0	0	1	10
電気機器	7	0	0	2	0	0	9
小売業	5	1	0	0	1	0	7
機械	4	0	0	1	0	0	5
不動産業	4	0	1	1	0	0	6
その他製品	2	0	1	0	0	1	4
その他金融業	2	0	1	0	0	1	4
その他（注2）	9	3	1	1	1	0	15
年度別計	92	10	6	10	5	7	130

（注1）業種の別は、証券コード協議会「業種別分類に関する取扱要領」による。

（注2）上記表については、業種の別のうち、違反行為者の多い業種上位10業種のほか、それ以外の業種を「その他」としてまとめて記載している。

開示規制違反 ～不正会計の内容別～

- 課徴金納付命令勧告の対象となった事例の不正会計等の内容を分類すると、
 - ・ 「売上の過大計上/前倒し計上」（20件）、「売上原価の過少計上」（7件）が多くみられる（2019年度～2022年度）。
 - ・ 最も件数の多い「売上の過大計上/前倒し計上」については、2022年度においても、虚偽の証憑作成等による売上の過大計上や、連結範囲に含めるべき海外子会社に対する売上の過大計上といった事例がみられる。

主な不正会計等の内容

(単位：件)

年 度	2019	2020	2021	2022	計
売上の過大計上/前倒し計上	2	8	3	7	20
売上原価の過少計上	1	3	1	2	7
引当金の過少計上	2	0	0	1	3
その他費用の過少計上	0	2	1	1	4
営業外費用の過少計上	0	1	0	0	1
利益の前倒し計上	0	1	0	0	1
損失の不計上/先送り	1	1	3	0	5
子会社の連結除外	0	1	0	0	1
資産の過大計上	0	1	1	1	3
関連当事者取引に係る 注記の不記載	1	1	0	1	3
非財務情報の虚偽記載	2	0	0	1	3
年度別計	9	19	9	14	51

(注) 複数の虚偽記載を認定し勧告した事例があるため、本表における合計数と実際の勧告件数は一致しない。

グレーステクノロジー（株）における有価証券報告書等の 虚偽記載に係る課徴金納付及び訂正報告書の提出命令勧告 (勧告日：2022.2.22)

<事案概要>

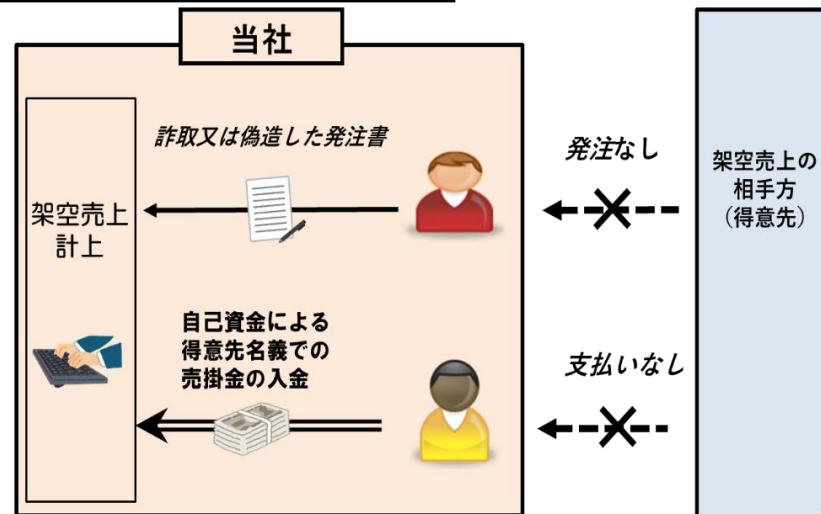
- グレーステクノロジー(株) (2016.12東証マザーズ上場、2018.8東証一部上場。以下「当社」。) は、未受注にも関わらず、発注書等を未受注の取引先から詐取又は偽造すること等により受注の事実を偽装し、売上の架空計上等を行った。
- これにより、当社は、過大な当期純利益等を計上した財務諸表等を記載した有価証券報告書等を提出。

<事案の特色>

- 当社は、**これら不適正な会計処理について、東証マザーズ（当時）上場前から行っていた。**
- 当社の主な不正の原因として、以下が挙げられる。
 - ・ 当社の前会長は、役職員へ過剰な業績目標を課すのみならず、営業担当者による売上の架空計上を把握した後も、会長自らが自己資金を投入して当該案件の売掛金の回収を偽装させることにより、架空売上を訂正することなく推し進めた。
 - ・ 内部監査室長が営業部次長を兼任する中、取締役等から内部監査が尊重されない組織風土、内部監査室専任者が不在等の問題があり、内部監査が十分に機能していなかった。
- 外部専門家で構成される特別調査委員会の調査の結果、会計不正が多数発見され、四半期報告書の提出が不可能となったことから、東証より2022.1.27付で整理銘柄に指定され、**2022.2.28付で上場廃止**となった。

<課徴金の額>

- 2,400万円



(株)ディー・ディー・エスにおける有価証券報告書等の虚偽記載に係る課徴金納付命令勧告（勧告日：2022.12.9）

<事案概要>

- (株)ディー・ディー・エス（東証グロース。以下「当社」。）は、連結範囲に含めるべき海外子会社に対する売上の過大計上や、役員貸付金に対する貸倒引当金繰入額の過少計上等を行った。
- また、当社は、本来、継続して営業損失が発生するなど、**将来にわたって事業活動を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況等（以下「重要事象等」。）が存在しているにもかかわらず、売上の過大計上等の不適正な会計処理を行うことにより営業利益が発生したとして、有価証券報告書等に重要事象等が存在する旨及びその内容を記載しなかった※。**

※ 重要事象等が存在する場合には、有価証券報告書及び四半期報告書の第一部【企業情報】の第2【事業の状況】の【事業等のリスク】において、その旨及びその内容を開示する必要がある。

- さらに、当社は、上記不適正な会計処理及び重要事象等の不記載を訂正するにあたり、各財務諸表の合計金額や差引金額について不一致が生じるなど多くの箇所で虚偽記載のある連結財務諸表等を作成した。

<事案の特色>

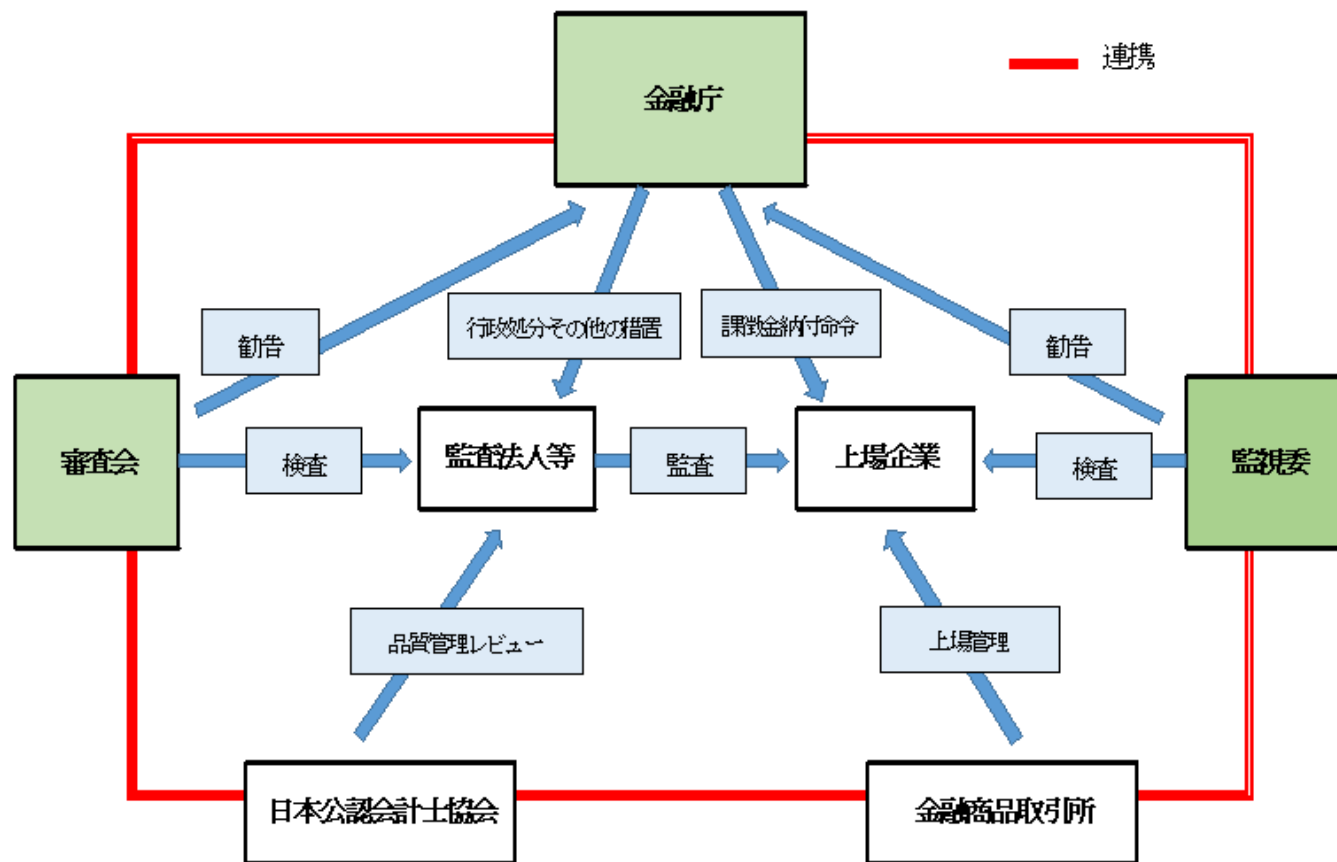
- 本事案は、**重要事象等の不記載を課徴金納付命令勧告の対象とした初めての事案**である。
- 当社の主な不正の原因としては、内部監査について、専任スタッフが長年存在しておらず、2021年から内部監査室長が就任しているが、非常勤であり、監査役会も予算策定や与信管理に着目して監査を行うこともないなど、内部統制が有効に機能していなかったことが挙げられる。
- 当社は、内部管理体制等の改善状況に重大な問題があると認められること等により、内部管理体制等について改善の見込みがなくなったとして、東証より2023.7.3付で整理銘柄に指定され、**2023.8.4付で上場廃止**となった。
- また、当社の元会計監査人は、監査において相当の注意を怠り、重大な虚偽のある財務書類を重大な虚偽のないものとして証明したとして、2023年12月に金融庁より行政処分を受けた。

<課徴金の額>

- 2億 573万円

証券監視委と公認会計士・監査審査会との連携

- 健全な企業活動を確保するためには、上場企業と監査法人・公認会計士との相互連携が求められる。しかし、開示検査においては、会計監査人と企業の監査役・監査委員の双方が果たすべき役割を果たしていなかった事例が確認されている。
- こうしたことから、証券監視委は、企業開示に対する検査を行うとともに、監査法人等の監査品質をチェックしている公認会計士・監査審査会と緊密な連携を図っている。



開示規制違反等における課徴金勧告件数と金額

年度	開示規制		その他		合計	
	件数	課徴金額	件数	課徴金額	件数	課徴金額
2005	0	0円	0	0円	0	0円
2006	3	6億3,333万円	0	0円	3	6億3,333万円
2007	8	6,684万9,997円	0	0円	8	6,684万9,997円
2008	11	19億1,390万9,997円	0	0円	11	19億1,390万9,997円
2009	9	7億397万9,998円	1	750万円	10	7億1,147万9,998円
2010	19	18億7,981万9,994円	0	0円	19	18億7,981万9,994円
2011	11	5億6,925万円	0	0円	11	5億6,925万円
2012	9	7億2,174万9,994円	0	0円	9	7億2,174万9,994円
2013	9	10億4,836万9,999円	0	0円	9	10億4,836万9,999円
2014	8	6億464万円	0	0円	8	6億464万円
2015	6	78億12万円	0	0円	6	78億12万円
2016	5	4億2,578万円	0	0円	5	4億2,578万円
2017	2	1,200万円	0	0円	2	1,200万円
2018	10	3億9,343万円	0	0円	10	3億9,343万円
2019	6	27億4,695万5,000円	0	0円	6	27億4,695万5,000円
2020	10	27億4,685万4,996円	0	0円	10	27億4,685万4,996円
2021	5	3億9,719万9,997円	0	0円	5	3億9,719万9,997円
2022	7	3億7,719万円	0	0円	7	3億7,719万円
合計	138	230億4,142万9,972円	1	750万円	139	230億4,892万9,972円

・(株)東芝における有価証券報告書等の虚偽記載
(2015年12月7日)
・課徴金額：73億7,350万円

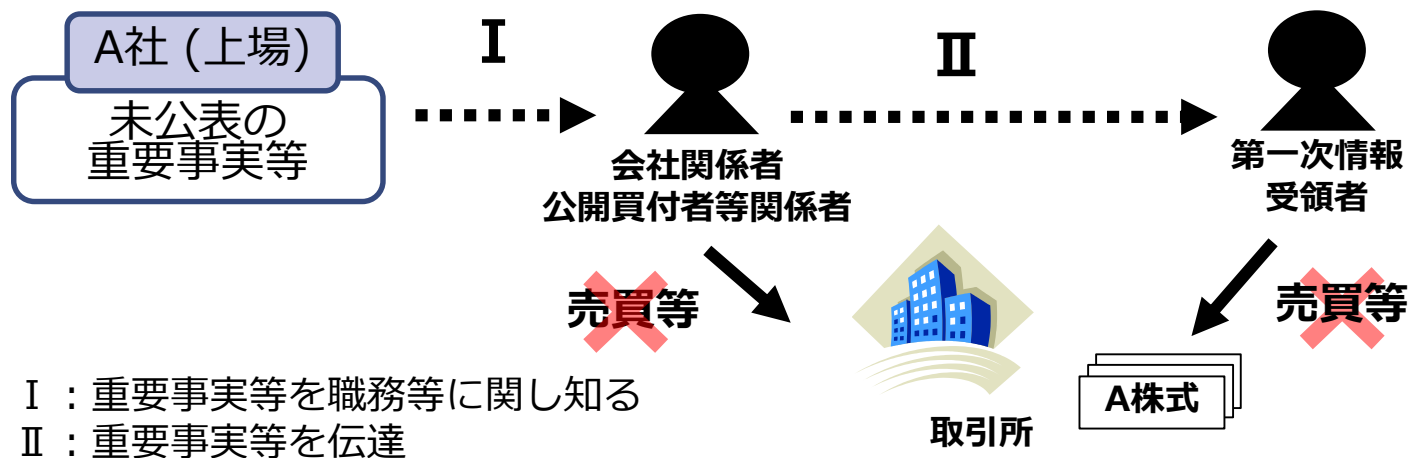
・日産自動車(株)における有価証券報告書等の虚偽記載
(2019年12月10日)
・課徴金額：
24億2,489万5,000円

・(株)ジャパンディスプレイにおける有価証券報告書等の虚偽記載 (2020年12月22日)
・課徴金額：
21億6,333万4,996円

1. 証券監視委について
2. 企業の不正にどう対処すべきか
～開示規制を巡る事案～
- 3. 社員の不正にどう対処すべきか
～インサイダー取引規制を巡る事案～**

インサイダー取引規制とは

a. 内部者取引規制（166条、167条）



b. 情報伝達・取引推奨規制（167条の2）



インサイダー取引がもたらす影響

- 以下の表は、2018年度から2022年度のインサイダー取引の違反行為者のうち、違反行為当時の勤務先や役職が、辞任や退社等により、異なっていたことを把握している事例。
- 退社等の理由は承知していないが、仮にインサイダー取引が理由であれば、インサイダー取引で得た利得を課徴金により剥奪された上に、退社等による社会的制裁や将来的な経済的損失が生じているとも考えられる。

年度	違反行為当時の役職等	取引金額	利得額等 ※1	課徴金額
2018 年度	財務経理部長	(取引推奨者)		100～200 万円
	役員	(取引推奨者)		30 万円以下
	顧問	200～500 万円	50～100 万円	100～200 万円
	管理部長	(取引推奨者)		30 万円以下
2019 年度	役員	(取引推奨者)		30～100 万円
	企画部門	50～100 万円	30 万円以下	30 万円以下
	役員	(取引推奨者)		200～500 万円
	役員	(情報伝達者)		100～200 万円
	企画部門	1 億円超～	500 万円以上	500 万円以上
	管理部長	1000～2000 万円	200～500 万円	200～500 万円
2020 年度	企画部門	200～500 万円	100～200 万円	200～500 万円※2
	管理部門	100～200 万円	200～500 万円	200～500 万円
	管理部門	50～100 万円	30 万円以下	30 万円以下
2021 年度	役員	1000～2000 万円	200～500 万円	200～500 万円
	役員	2000～5000 万円	200～500 万円	500 万円以上
2022 年度	役員	200～500 万円	100～200 万円	100～200 万円
	管理部門	200～500 万円	100～200 万円	100～200 万円※2
	財務経理部長	(取引推奨者)		30 万円以下
	管理部長	(情報伝達者)		30 万円以下

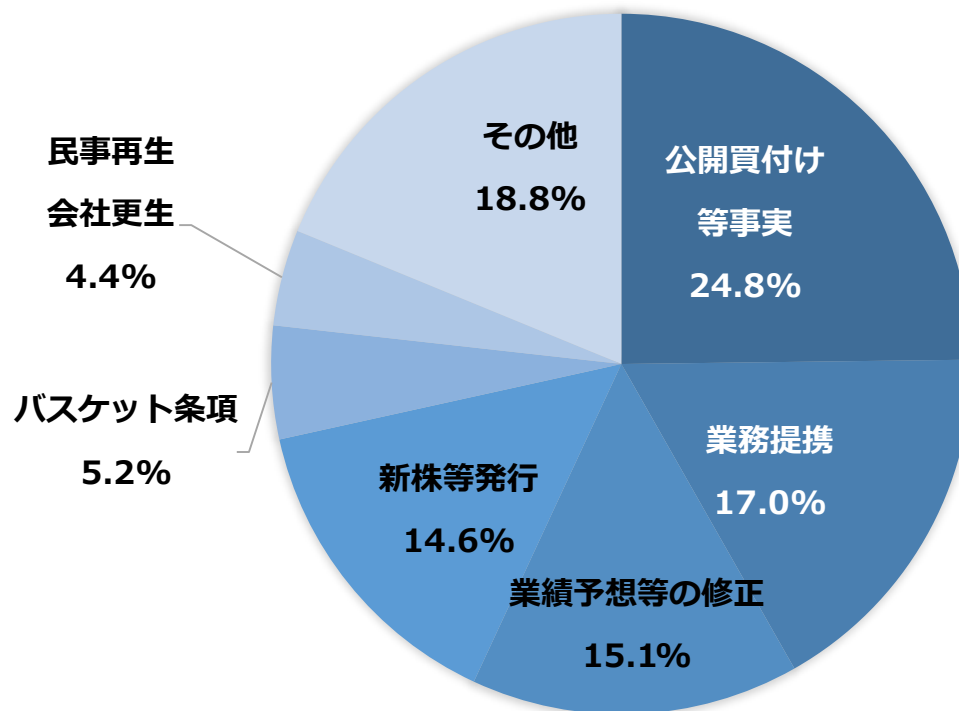
※1 利得額等は、違反行為者が、①重要事実等公表後に売り付けた金額から、公表前に買い付けた金額の差引額（利得額）や、②重要事実等公表前に売り付けた金額から、公表翌営業日の始値で売り付けた場合の金額の差引額（損失回避額）。

※2 情報伝達規制違反や取引推奨規制違反にかかる課徴金額を含む。

インサイダー取引規制違反の傾向

- 証券監視委が勧告したインサイダー取引規制違反のうち、**最も多い重要事実**は**公開買付け**に関するもの。
- 公開買付けは、公表後に株価が上昇する確実性が高いことに加え、制度上、その公表前に多数の関係者に情報共有をする必要があり情報管理が難しく、公表までに相当な時間を要することが多い。

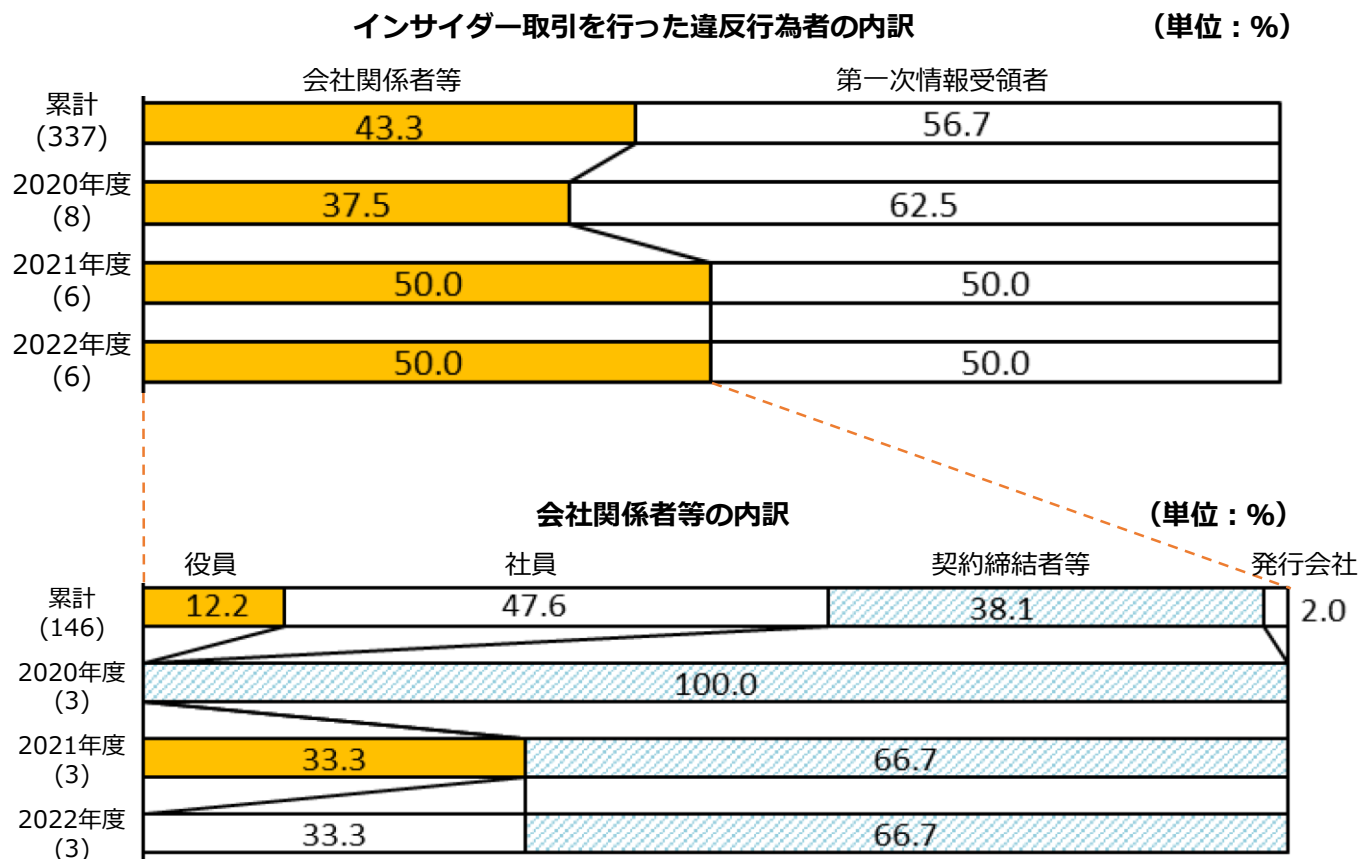
重要事実等別の構成割合（単位：％）



2005年度から2022年度の累計

インサイダー取引規制違反の傾向 (情報伝達・取引推奨規制違反を除く)

- インサイダー取引を行った違反行為者のうち、**約半数が会社関係者等**となっている。
- 会社関係者等のうち、一定数**役員による違反行為**も行われている。



情報伝達・取引推奨規制違反に係る違反行為者の属性

- 2014年4月から施行された改正金商法において情報伝達・取引推奨規制が導入されて以降、以下の表のとおり違反行為者が認められている。
- 本規制では、会社関係者又は公開買付者等関係者が、利益を得させ、または損失発生を回避させる目的をもって情報伝達又は取引推奨することを禁止している。
- 重要事実等を伝達する行為はもちろんのこと、**売買等を推奨する行為についても禁止**されていることに注意。

年 度		2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	計
1 6 7 条 の 2 違 反	情報伝達行為者	3	5	4	1	5	2		1	21
	会社関係者	2	4	2		5	2			15
	発行会社役員	1	2	2		1				6
	発行会社社員	1				1	1			3
	契約締結者等		2			3	1			6
	公開買付者等関係者	1	1	2	1				1	6
	買付者役員									
	買付者社員			1						1
	契約締結者等	1								1
	公開買付対象者		1	1	1				1	4
	取引推奨行為者		1		3	3			4	11
	会社関係者		1		2	3			2	8
	発行会社役員					2				2
	発行会社社員				1	1			1	3
	契約締結者等		1		1				1	3
	公開買付者等関係者				1				2	3
	買付者役員									
	買付者社員									
	契約締結者等				1					1
	公開買付対象者								2	2
合計		3	6	4	4	8	2		5	32

(注) 情報伝達・取引推奨規制違反を行った者の属性が複数の場合は、当該複数の属性を計上している。

過去にバスケット条項が適用された事例

- バスケット条項とは、インサイダー取引規制に該当する重要事実について、全ての事項を列記できないため、上場会社等の運営、業務又は財産に関する重要な事実であって「**投資者の投資判断に著しい影響を及ぼすもの**」という実質に着目して重要事実を規定したものの。
- 右の表は、2022年度までにバスケット条項が適用された事例についてその判断要素をまとめたもの。
- 上場会社は、右の表を参考に、バスケット条項への該当性に注意を払いながら、情報管理を徹底する必要がある。
- 2023年度の適用事例としては、上場会社の子会社が製造・販売した製品において品質検査の数値の改ざんなどが判明した旨の事実を知った取引先等の職員によるインサイダー取引がある。

分類	重要事実の概要	バスケット条項適用の判断要素						
		上場廃止 の恐れ	信用低下 の恐れ	業務展開に 重大な支障 が生じる恐れ	財務悪化 の恐れ	業績悪化 の恐れ	その他	
決算・財務等 関連	過年度の決算数値に過誤があることが発覚したこと	○	○	○				
	複数年度にわたる不適切な会計処理が判明したこと	○	○					
	第三者割当による転換社債型新株予約権付社債の発行が失権となる蓋然性が高まり、継続企業の前提に関する重要な疑義を解消するための財務基盤を充実させるのに必要な資金を確保することが著しく困難となったこと	○			○	○		
	会計監査人の異動、それに伴い有価証券報告書の提出が遅延し、株式が監理銘柄に指定される見込みとなったこと	○	○					
	発行会社の債務不履行により、契約解除が前提となる他社からの支払催告書が到達したこと			○	○			
	値引き販売を隠蔽し、売上高を過大に計上していたことが判明したこと		○	○		○		
製品等の提供 関連	他社から、両社間の業務提携に係る不動産検索サービスの提供を停止するとの一方的な通告を受けたこと					○		
	新薬開発のための第3相臨床試験の中止を決定したこと					○		
製品等のデータ 関連	発行会社が製造、販売する製品の強度試験の検査数値の改ざん及び板厚の改ざんが確認されたこと		○	○				
	発行会社が子会社を通じ製造、販売していた製品の一部が、国の性能評価基準に適合していないこと等が判明したこと		○	○		○		
	発行会社子会社が施工した工事の一部について、施工データの転用及び加筆があったことが判明したこと		○	○		○		
	顧客と取り交わした製品仕様を満たさない不適合製品を検査結果の改ざん等により、適合製品として、出荷していたことが判明したこと		○	○		○		
企業再編 関連	発行会社が全部取得条項付種類株式を利用する方法により、発行会社を他社の完全子会社とする決定をしたこと						○	
行政庁による 調査関連	発行会社が、有価証券報告書虚偽記載の嫌疑による証券取引等監視委員会の強制調査を受けたこと						○	

インサイダー情報の管理にご注意を！①

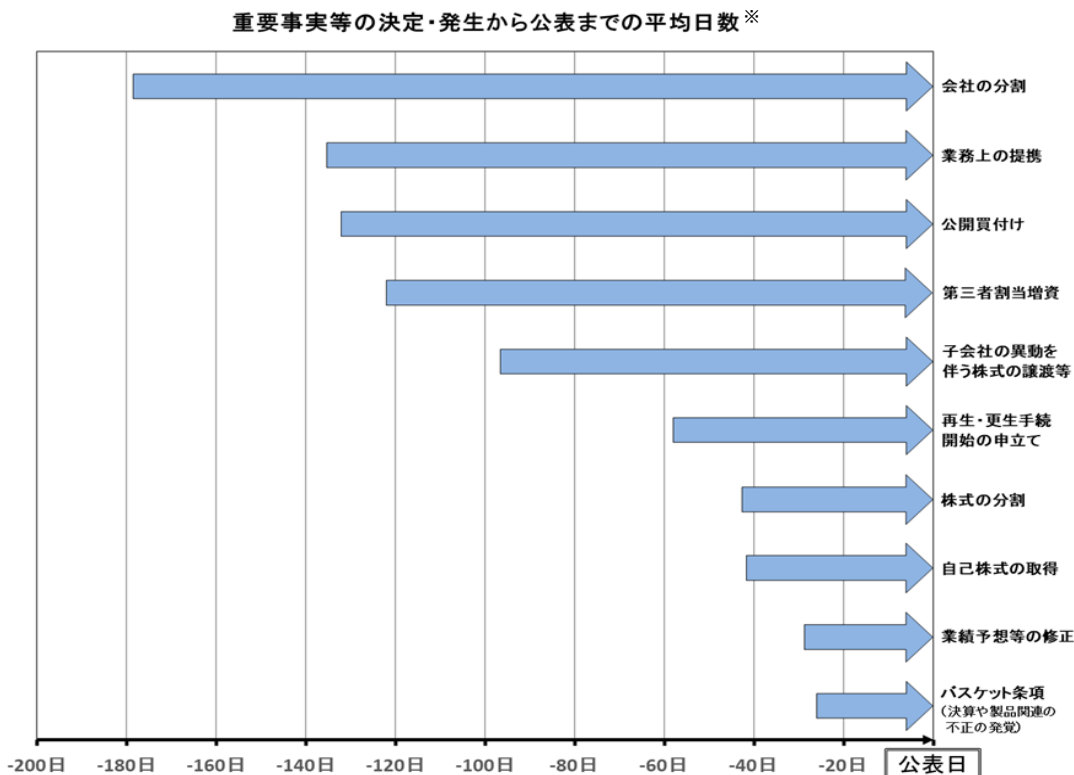
- インサイダー情報の伝達者と情報受領者の関係性に関わらず、会食での伝達等が多い。
- また、上場会社の役職員が、親族との日常会話や親しい知人等との気兼ねない会話の中で、不用意にインサイダー情報を伝達したことにより、その親族や知人等がインサイダー取引により課徴金勧告の対象となった事例が見られた。
(例)業績予想値を会議で共有された社員が、親族への近況報告の中で、自社の業績に係るインサイダー情報を話した事例
- 上場会社の役職員等、インサイダー情報に接する立場にある者は、会社を離れた場面においても、**常に情報管理の重要性を認識することが必要。**

インサイダー情報の伝達や推奨が行われた場面の割合（2018年度～2022年度）

関係性	伝達等の場面	割合	関係性	伝達等の場面	割合
友人・同僚	会食	55%	知人等	会食	69%
	職場	27%		電話・メール	15%
	電話・メール	18%		自宅	8%
取引先	会食	80%	親族	自宅	80%
	職場	20%		電話・メール	20%

インサイダー情報の管理にご注意を！②

- 重要事実等の決定・発生から公表までの平均日数をみると、社外との協議・合意等が必要な場合は、決定から公表までの日数が長くなる傾向にあり、逆に主に社内で決定可能な場合は、公表までの日数が短くなる傾向がある。
- 重要事実等の決定・発生から公表までの日数が長いほど、インサイダー取引の規制期間が長くなり、重要事実等が拡散し、ひいてはインサイダー取引のリスクが高まることから、上場会社においては、その管理により一層の注意が必要。
- 重要事実の発生から公表までの日数が短くても、「製品関連の不正の発覚（バスケット条項適用）」など、公表前に社内関係部署や取引先等多数の関係者と情報を共有する性質の重要事実や、「業績予想等の修正」など、1年間に複数回発生する可能性があり、会話の中で話題に上りやすい重要事実については、同様に情報管理に注意が必要。



上場会社等の役職員が関与したインサイダー取引事案（2021年度及び2022年度）

- 2021年度および2022年度の勧告のうち、上場会社等の役職員が関係したインサイダー取引事案は10件。
- 上場会社の役員は、日常的にインサイダー情報を知り得る機会が多く、高い意識を持って、率先して情報を管理・保秘すべき立場にあるが、うち4件について、**役員が違反行為に関与**。
- 上場会社においては、インサイダー取引から役職員を守ることが、結果として自社を守ることにもつながるとの意識を持って、**実効性のある社内規定の整備、役職員への周知徹底**を図りながら、インサイダー取引防止に努めることが重要。

概要	社内			社外				研修等 実施状況
	規程の不備等	情報管理の不備等	売買管理の不備等	職務上 必要な 伝達	職務上 不要な 伝達	情報 伝達 違反	取引 推奨 違反	
A社の役員が取引			違反行為者は借名口座で取引					実施していない ※新任執行役員の就任時にインサイダー取引防止規程等を配付、四半期毎に社内電子掲示板でインサイダー取引の注意喚起
B社の役員が取引	売買管理の記載なし		売買管理の仕組みなし					職員に対し入社時に実施 役員に対しては実施しておらず
C社の役員が取引								役職員に対し毎年実施 (当該役員は受講対象者となっておらず)
D社の社員が取引及び親族らに伝達、推奨		正式な伝達の前に頭出しで伝達	違反行為者は借名口座で取引		✓		✓	役職員に対し毎年eラーニング形式で実施
E社の役員が知人に伝達	取引推奨規制の記載なし	役員自らが伝達			✓			役職員に対し年1回eラーニング形式で実施
F社の社員が知人に伝達	取引推奨規制の記載なし				✓	✓		入社時のみ実施
G社の社員が取引先に伝達					✓			役職員に対し年1回eラーニング形式で実施（当該社員は直近の研修未受講）
H社の社員が親族に伝達	取引推奨規制の記載なし	インサイダー情報の保管・管理方法について具体的な決まりがない	J-IRISS未登録		✓			職員に対し入社時と不定期で持株会勧誘時に実施
I社の社員が親族に伝達	取引推奨規制の記載なし				✓			部署や階級で対象者を区分した研修を不定期に実施
J社の社員が知人に推奨	取引推奨規制の記載なし	インサイダー情報の保管・管理方法について具体的な決まりがない					✓	実施しておらず

（注）本項の記載は、上場会社等におけるインサイダー情報・取引管理態勢上の改善し得る点について言及するものであり、各インサイダー取引の直接的な原因を示唆するものではない。

海外に居住する個人による大平洋金属株式会社株式ほか 1 銘柄に係る 相場操縦に対する課徴金納付命令の勧告 (勧告日 : 2023.12.8)

<事案概要>

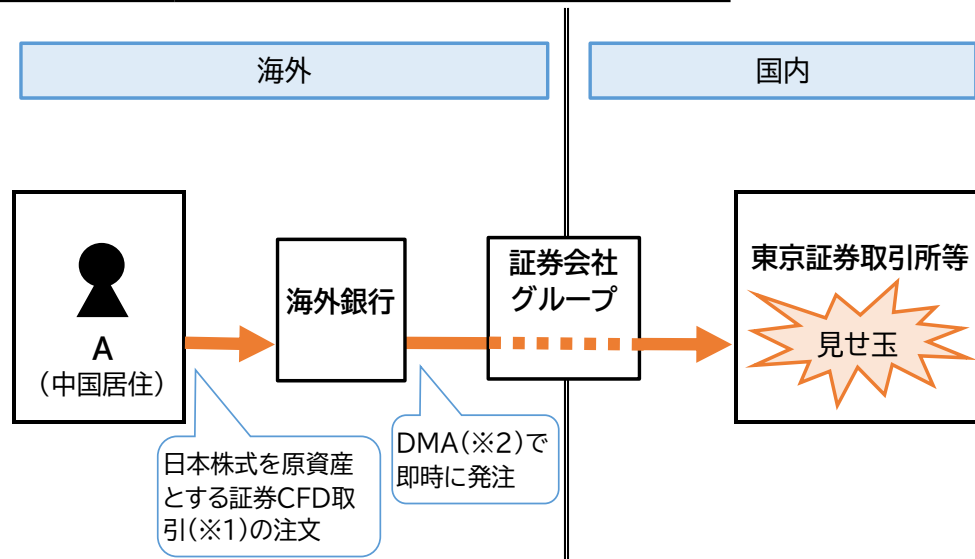
- 中国居住のAは、海外銀行との間で行っていた日本株式を原資産とする証券CFD取引を介して、東京証券取引所が開設する金融商品市場に上場されていた大平洋金属株式会社及びノーリツ鋼機株式会社の各株式について、見せ玉を用いた相場操縦行為を行った。

<事案の特色>

- 本件証券CFD取引は、その注文と同内容の株式の売買注文が、即時に取引所等に発注されるものであったため、Aは、本件証券CFD取引を行うことにより、現物の株式取引を行う場合と同様に、注文の発注及び取消しを市場に指図することが可能だった。
- 本件は、カナダブリティッシュコロンビア州、ケイマン諸島、中国、デンマーク、香港、ハンガリー、カナダオンタリオ州、英国の**各金融規制当局から支援を受けている**。
- 本件は、日本取引所自主規制法人から提供された情報等も参考として、実態解明を行ったものである。

<課徴金の額>

- 281万円



※1 Contract For Differenceの略。証拠金を預託し、株式等の有価証券を原資産として、取引開始時と終了時の価格差により決済を行う取引で、金融商品取引法上は店頭デリバティブ取引に分類される。

※2 Direct Market Accessの略。証券会社のシステムを介して売買注文を取引所等に直接注文を出す形態。

情報発信

証券監視委ウェブサイトでは、報道発表資料のほか、各種事例集や「市場へのメッセージ」等を掲載

【URL】 <https://www.fsa.go.jp/sesc/>



証券監視委X(旧Twitter)アカウント

✕ @SESC_JAPAN

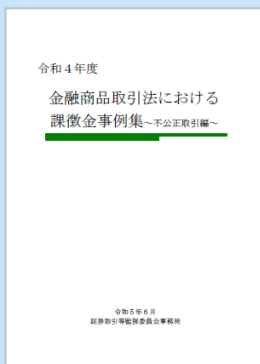


※ 当アカウントは、情報をお寄せいただく窓口ではございません。
当委員会あてに情報をお寄せいただく場合には、情報提供窓口をご利用ください。

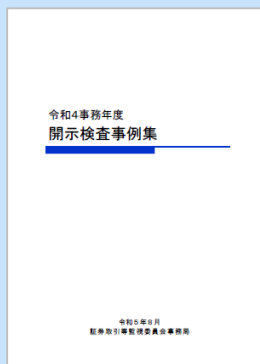
各種事例集

課徴金納付命令の勧告等を行った事例や、
証券モニタリングに係る取組みを通じて把握した
問題点等を紹介

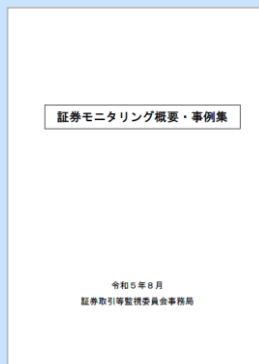
- ・ 課徴金事例集（不正取引編）、開示検査事例集：
【URL】 <https://www.fsa.go.jp/sesc/jirei/index.html>
- ・ 証券モニタリング概要・事例集：
【URL】 <https://www.fsa.go.jp/sesc/kensa/shitekijirei.html>



課徴金事例集（不正取引編）



開示検査事例集



証券モニタリング概要・事例集

証券モニタリング基本方針

金融商品取引業者等に対するモニタリングの
基本的な取組方針及び主な検証事項をまとめたもの

【URL】 <https://www.fsa.go.jp/sesc/houshin/index.html>



証券監視委の活動状況（年報）

証券監視委の1年間の活動状況を取りまとめたもの
（金融庁設置法第22条の規定に基づき毎年公表）

【URL】 <https://www.fsa.go.jp/sesc/reports/reports.html>



市場へのメッセージ

最近の勧告・告発案件等について、
意義・特徴や発生原因、市場関係者や
投資家の皆様へのメッセージ等を盛り込んで紹介

・ 市場へのメッセージ：月1回程度更新

【URL】 <https://www.fsa.go.jp/sesc/message/index.html>





ご清聴ありがとうございました。

